

認証評価後の重要な変更の届出について
(第4期法科大学院認証評価)

平成20年4月22日決定
平成21年2月10日改定
平成22年3月16日改定
平成23年3月31日改定
平成28年2月9日改定
令和3年4月27日改定

公益財団法人 大学基準協会
法務系専門職大学院認証評価委員会

1. 届出の対象期間

- (1) 「法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程」第43条に定める届出について、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）の法科大学院認証評価を受審した大学が、次の法科大学院認証評価までに行う届出の対象となる期間は、当該認証評価結果を公表した翌年度の4月1日から4年とする。
- (2) 上記（1）に定める期間内に、教育課程、教員組織、学生の受け入れ等に関して重要な変更を行った場合、当該法科大学院を置く大学は、その翌年度の7月末日までに本協会会長宛に届出を行うものとする。
- (3) 上記（1）及び（2）に関わらず、届出を行うべき年度に本協会の法科大学院認証評価を受審しようとする大学は、届出を行うべき年度の前年度に行われた重要な変更について、「法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程」第43条に定める届出を行わず当該認証評価の受審に代えることができる。

2. 届出の対象範囲

- (1) 法科大学院認証評価を受審した大学は、法科大学院基準の大項目における「教育課程・学習成果、学生」及び「教員・教員組織」のうち、以下の各項目に相当する変更があったとき、届出を行うものとする。
 - ① 「教育課程・学習成果、学生」
 - a. 評価の視点2-2、基礎要件データ表2について、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各授業科目のいずれか1つでも変更や追加、廃止を行った場合。
 - b. 基礎要件データ表4～6について、単位数の変更等を行った場合。
 - c. 評価の視点2-9（2）について、法律基本科目の1つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準（標準50名）を超えた場合。
 - d. 評価の視点2-13、基礎要件データ表7について、司法試験の合格者数及び合格率に変化が生じた場合。

- e. 評価の視点2-14について、入学者選抜の方法・手続を変更した場合。
- f. 評価の視点2-14、基礎要件データ表8について、入学者選抜の競争倍率に変化が生じた場合。
- g. 評価の視点2-15、基礎要件データ表8について、入学定員を変更した場合、又は入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率に変化が生じた場合。
- h. 評価の視点2-18について、法学既修者の認定等を変更した場合。

② 「教員・教員組織」

- i. 基礎要件データ表9～11、表13、表15～16について、専任教員（実務家教員及びみなし専任教員を含む。）に1名でも変更を行った場合、又は1科目でも科目担当に変更があった場合。

③ その他上記に関連する変更

- j. 研究科・専攻の名称に変更があった場合。
- k. キャンパスの移転等があった場合。

3. 届出事項に対する評価体制・評価プロセス

- (1) 「法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程」第43条に基づく届出があった場合、本協会は遅滞なくこれを受理し、法務系専門職大学院認証評価委員会（以下「本委員会」という。）において当該届出事項に関する評価を行う。
- (2) 「法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程」第44条に定める措置について、本委員会は、必要に応じ当該法科大学院の「評価結果」に当該事項を付記する等の措置を講じ、当該年度の3月にその結果を当該法科大学院に通知するとともに、文部科学大臣に報告し、本協会ホームページ等を通じこれを社会に対し公表するものとする。
- (3) 本委員会は、上記（1）に定める評価を行うに際し特に必要と判断した場合、次の各項目の措置をとることができる。
 - a. 当該事項に関する評価を行う分科会の編成
 - b. 当該法科大学院に対する実地調査の実施
 - c. 当該法科大学院に対するヒアリングの実施
 - d. その他、法科大学院教育の質の保証の観点から必要と判断した措置の実施

4. 届出の方法等

(1) 届出の方法

所定の様式「認証評価後の重要な変更について（届出）」（届出様式1）及び（2）に示す提出資料の電子データをメール添付等により提出するものとする。なお、電子デ

ータでの提出が不可能な場合には、文書での提出を受け付けることとする。その場合には（３）に示す提出先に連絡すること。

（２） 提出書類

「認証評価後の重要な変更に伴う届出」（届出様式２）又は基礎要件データに該当するものは同データの表を用いて変更内容等を取りまとめ、提出すること。そのほか、変更内容を確認できる資料を適宜提出すること。なお、当該変更が学則の変更を伴う場合には、学則変更部分の新旧対照表（様式任意）と変更後の学則を必ず添付すること。

（３） 提出先（電子データ）

本協会 法科大学院担当 (lawschool@juaa.or.jp)

5. 本制度の適用時期

- （１）本制度の適用時期は、法科大学院基準（令和３年２月２６日改定）が適用される第４期認証評価の期間とする。
- （２）上記（１）以前に法科大学院認証評価を受審した大学は、旧制度に基づき、届出を行うこととする。

以上